

富士の介販路拡大プロモーション事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県が開発したオリジナル魚「富士の介」のブランド力を強化し生産者の所得向上を図るため、富士の介の生産者等(以下「補助事業者」という。)が実施する飲食店等への販路拡大を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 料亭又は割烹等の飲食店若しくは宿泊施設を対象とした販売促進事業
- (2) 小売り・卸・仲卸を対象とした販売促進事業
- (3) その他 富士の介のブランド力強化と販路拡大に資すると知事が認める事業

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に補助事業者に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前条の第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額につ

いて減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、第4条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付の条件等）

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （2）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度末の3月1日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命

令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から25日以内で知事が指定する日までに県に返納しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内で知事が別に定める日以内とする。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

(別 表)

補助対象事業	補助対象経費	補助率・ 限度額	軽微な変更
<p>1 料亭又は割烹等の飲食店若しくは宿泊施設を対象とした販売促進事業</p> <p>2 小売り・卸・仲卸を対象とした販売促進事業</p> <p>3 その他、富士の介のブランド力強化と販路拡大に資すると知事が認める事業</p>	<p>飲食店等への販路拡大を図るための販売促進事業に係る①使用料及び賃借料、②食材費（食材購入費、加工費）、③需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、④役務費（通信運搬費、保険料）、⑤旅費（交通費、宿泊費）、⑥委託料とする。</p> <p>ただし、生産者が自ら生産している富士の介を使用する場合②食材費は対象としない。この場合において、自ら加工場を持たない場合には加工費は補助対象とする。</p>	<p>〈補助率〉 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>〈補助限度額〉 1,000千円</p>	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内の増減</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障を来たさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わないもの</p>